

# 平成 25 年 4 月交付分から組合員証・被扶養者証等の様式（裏面）が変わります。

臓器移植に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程の一部が改正され、組合員証等の裏面様式が臓器提供に関する意思表示欄を設ける様式に変更されました。

当組合では、平成 25 年 4 月交付分より臓器提供に関する意思表示欄を設けた新様式の組合員証等に変更します。

## 【旧裏面】

### 注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に自筆して大切に保管してください。
2. 保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で渡してください。
3. 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

住所


備考

## 【裏面様式が変更となる証の種類】

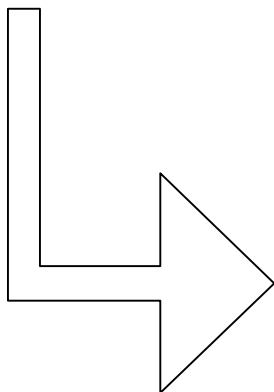
組合員証

組合員被扶養者証

任意継続組合員証

任意継続組合員被扶養者証

（ 高齢受給者証は、様式改正が行われていません。）



## 【新裏面】

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所


備考

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。  
記入する場合は、1. 2. 3. いずれかの番号を で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： \_\_\_\_\_ 〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

本人署名（自筆）： \_\_\_\_\_ 家族署名（自筆）： \_\_\_\_\_

## 現在お持ちの組合員証等は、今後も使用できます

既に交付済みの旧様式の組合員証等についても引き続き有効ですので、今後も使用できます。

## 新たに交付を希望される組合員の方は...

新様式の組合員証等の交付を希望する場合は、「組合員証等再交付申請書」に旧様式の組合員証等を添えて、所属所共済組合事務担当課に提出してください。

担 当：年金課 資格担当

T E L：055 -232 -7311